

戸田市立公園における
公園利用手続きについて

令和8年4月
戸田市役所みどり公園課

目次

1. 公園利用手続きについて（行為許可申請・使用届）	3
2. 行為許可の流れ.....	4
3. 行為許可基準.....	7
4. 使用届の流れ.....	11
5. 問い合わせ窓口.....	13
6. 提出書類一覧.....	14
7. 公園一覧.....	15
8. 資料.....	18

1. 公園利用手続きについて（行為許可申請・使用届）

戸田市立公園は原則として自由にご利用いただけますが、公園でのイベントの開催や撮影など、戸田市立公園条例（以下「条例」とする。）第8条第1項各号に規定のある行為については、公園管理者の許可（「行為許可」）が必要となります。

また、条例に規定のない行為でも、大人数での公園使用等、他の利用者の公園利用に影響を及ぼす恐れのある行為につきましては、戸田市立公園条例施行規則（以下「規則」とする。）第9条1項の規定に基づき公園管理者へ届出（「使用届」）が必要となります。

なお、申請等いただいた場合でも、公園の独占利用を許可するものではありませんので、他の公園利用者へ配慮いただきますようお願いいたします。

公園でイベントを開催したい
公園で写真や動画の撮影をしたい

行為許可

- 2. 行為許可の流れ（P4～）
- 3. 行為許可基準（P7～）

保育園の遠足で公園を使いたい
公園でグラウンドゴルフをしたい

使用届

- 4. 使用届の流れ（P11～）



戸田ヶ原自然再生キャラクター
とだみちゃん

2. 行為許可の流れ

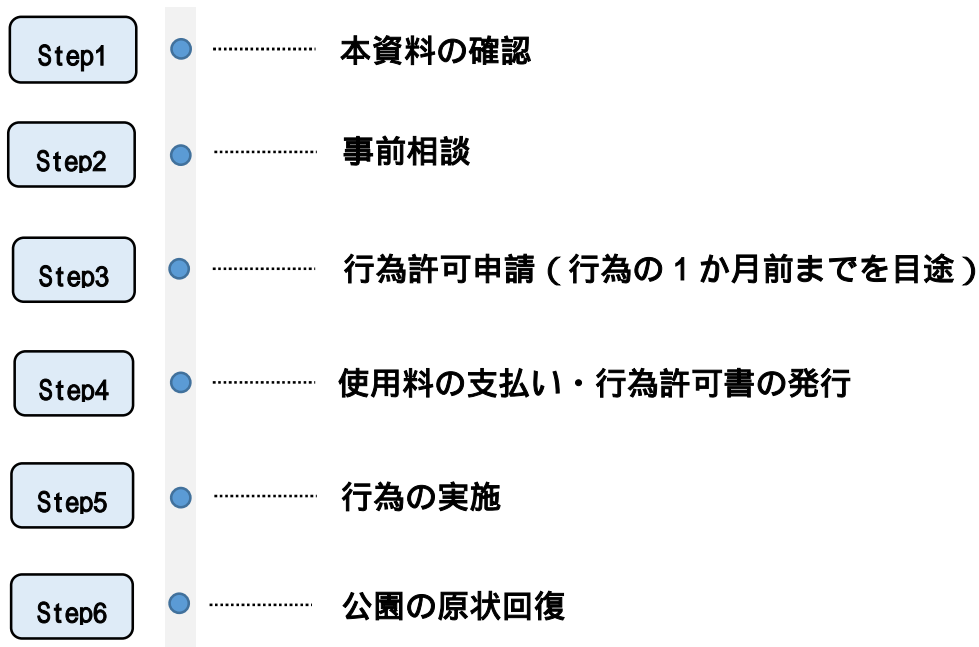
公園でのイベントの開催や撮影など、条例第 8 条第 1 項各号に規定のある行為については、公園管理者への許可申請が必要となります。以下の行為許可フローをご確認のうえ手続きをお願いいたします。

【行為許可申請】 条例第 8 条第 1 項（行為の制限）

第 8 条 市立公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画等を撮影すること。
- (3) 物品の販売、興行その他の営業行為を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。

【行為許可フロー】



Step1 本資料の確認

本資料「戸田市立公園における公園利用手続きについて」をご覧ください、行為許可の手続きの概要や流れ、実施を検討している行為が「行為許可基準」(「3. 行為許可基準」参照。)に合致し、実施可能かどうかご確認ください。

Step2 事前相談

本資料を確認し、「行為許可基準」に合致することを確認いただきましたら、行為を実施する公園の公園管理者(「7. 公園一覧」参照)まで事前相談をお願いいたします。概要をお伺いし、行為許可申請の手続きや提出書類等について、ご案内させていただきます。

なお、地域の公園で実施いただくこととなるため、内容によっては、事前に公園の属する町会の了承を得てもらうため、町会への事前連絡をお願いする場合があります。

Step3 行為許可申請

行為の内容が決まったら、実施する行為の1か月前までを目途に、「市立公園内行為許可申請書」等の提出書類(「6. 提出書類一覧」参照)を公園管理者に提出してください。

また、行為許可申請は、原則として、実施する行為の3ヵ月前から受付いたしますが、市や町会等の使用によりご希望の日程が使用できない場合があります。

Step4 使用料の支払い・行為許可書の発行

申請内容に問題がない場合は、使用料の支払いについて案内させていただきます。また、使用料の支払いを確認後、行為許可書を発行させていただきます。

なお、行為の内容によっては、追加で提出書類(消防署や保健所への届出、レクリエーション損害保険等の加入内容がわかる書類の写し)を求める場合があります。(「6. 提出書類一覧」参照)

行為許可申請後に申請内容に変更等生じた場合は、必ず公園管理者にご連絡ください。

【条例における使用料の規定】

種類	単位	期間	金額
物品の販売その他これに類する行為	1平方メートル	1日	100円
業として行う写真撮影	写真機1台	1日	1,000円
臨時に会費を徴して写真コンテスト等の撮影会を行うとき	写真機1台	1日	200円
業として行う映画又はテレビ撮影	撮影機1台	1時間	5,000円
興行	1平方メートル	1日	10円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行為	1平方メートル	1日	5円

使用時間が1時間未満の使用料は、1時間として計算する。

使用面積が1平方メートル未満の使用料は、1平方メートルとして計算する。

行為の許可による使用料の額は、当該規定使用料に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

Step5 行為の実施

許可を受けている行為でも、他の公園利用者に配慮いただいたうえでご利用いただくようお願いいたします。また、許可時にお渡しする行為許可書を必ず携帯して、許可条件を遵守いただくようお願いいたします。

悪天候等で行為を実施しない場合は、必ず事前に公園管理者にご連絡ください。なお、利用者都合で行為を実施しなかった場合には、使用料は返金いたしません。

Step6 公園の原状回復

公園内の清掃や整地、忘れ物の確認をしていただき、公園を原状回復いただくようお願いいたします。

3. 行為許可基準

行為許可申請については、「**戸田市立公園行為許可及び変更許可審査基準**」(「**共通基準**」及び「**個別基準**」)に基づき、許可の判断をします。事前相談の前に、実施したい行為が基準に合致するか必ずご確認いただきますようお願いいたします。なお、共通基準、個別基準の双方を満たす必要がありますので、ご注意ください。

(1) 共通基準

～共通基準～

- (1) 戸田市立公園条例(以下、「条例」とする。)第8条第1項第1号から第4号のいずれかに該当すること。
- (2) 市立公園の設置目的、配置、規模等を勘案し、著しい支障がないこと。
- (3) 市立公園としての効用を踏まえ、公園の利用促進と相乗効果が期待できること。
- (4) 一般の市立公園利用及び市立公園の管理にあたって著しい支障をあたえないこと。
- (5) 市立公園内外の環境を考慮した適切な場所で行われること。
- (6) 安全上の対策及び環境衛生対策が講じられていること。
- (7) 入場料等を徴収する場合は、料金が適正であること。
- (8) 周辺住民等の理解が得られていること。
- (9) 許可を受ける主体が、戸田市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)に規定する暴力団並びに暴力団員及び暴力団関係者に該当しないこと。
- (10) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行う組織、政治活動及び宗教活動を行う組織の利益にならないこと。
- (11) 公平性及び公正性という点から妥当であること。
- (12) 条例第8条第1項第1号から第4号の行為許可及び変更許可に当たっては、上記(1)から(11)のほか、個別基準によるものとする。

(2) 個別基準

【「個別基準」該当ページ一覧】

	号	行為の内容	ページ
ア	第1号	募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。	P8
イ	第2号	業として写真又は映画等を撮影すること。	P8
ウ	第3号	物品の販売を行うこと。	P9
エ	第3号	興行その他の営業行為を行うこと。	P9
オ	第4号	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。	P10

ア 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。(条例第8条第1項第1号)

- (ア) 公益的かつ世間で一般的に有用と認知されたものであること。
(イ) 国、地方公共団体、日本赤十字社又は共同募金会その他市長の認める公共団体もしくはこれに準ずる団体又は当該公園の指定管理者が行うものであること。
(ウ) 実施方法が市立公園利用者に迷惑を及ぼさないものであること。

イ 業として写真又は映画等を撮影すること。(条例第8条第1項第2号)

- (ア) 公序良俗に反し又は公園の品位を汚す撮影等でないこと。
(イ) 使用時間及び使用場所は必要最小限とすること。

【主な撮影内容の一覧】

内容	許可申請		備考
	必要	不要	
個人のスナップ写真等の撮影			
撮影を職業とする者による撮影			
新聞やテレビ等の報道機関による撮影			要使用届提出
テレビ番組のための撮影(報道を除く)			
映画・ドラマ・CM等の撮影			要事前相談 (戸田市フィルムコミッション協議会)
写真集・雑誌等の撮影			
公園の情報発信やPRを目的とする撮影			要使用届提出
学生による卒業制作映画等の撮影			要使用届提出 (学業である旨がわかる文書を添付)

注意点

- ・ドローンでの撮影は、有料公園施設内での業による撮影のみ可能です。詳細は、「戸田市有料公園施設における撮影用ドローン許可基準」を別途参照ください。
- ・映画、ドラマ、テレビ番組等の撮影については、行為許可申請の前に戸田市フィルムコミッション協議会 (<https://www.toda-fc.jp/>)へ事前相談をお願いします。

ウ 物品の販売を行うこと。(条例第8条第1項第3号)

- (ア) 物品販売等の内容、種類が市立公園内での販売として適正なものであること。
- (イ) 物品販売の価格が適正であること。
- (ウ) 専ら営利を目的とせず、公共の福祉に供する内容であること。
- (エ) 火器器具を使用する場合、責任者を選任し、予め消防機関に届出を行っていること。

注意点

・原則として公園内での営利を目的とした物品の販売はできませんが、次の販売は可能です。ただし、物品販売の内容や種類、価格が公園内での販売として適正なものに限ります。

- a. 彩湖・道満グリーンパーク及び荒川水循環センター上部公園での飲食物の販売
- b. 彩湖・道満グリーンパーク及び荒川水循環センター上部公園でのスポーツ大会の催し
(条例第8条第1項第4号に該当)に伴う、大会主催者と連携したスポーツに関連したグッズ等の販売

エ 興行その他の営業行為を行うこと。(条例第8条第1項第3号)

- (ア) 市立公園で行う興行等として適切な内容であること。
- (イ) 専ら営利を目的とした興行等でないこと。
- (ウ) 一般の公園利用者及び周辺住民に支障を与えないものであること。
- (エ) 事前周知の計画が適切であること。
- (オ) 騒音等の発生等により他の市立公園利用者による公園利用を著しく阻害しないこと。

オ 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。(条例第8条第1項第4号)

- (ア) 市立公園で行う催しとして適切な内容であること。
- (イ) 専ら営利を目的とせず、公共の福祉に供する内容であること。
- (ウ) 一般の公園利用者及び周辺住民に支障を与えないものであること。
- (エ) 特定の少数者に利用が限定されないこと。
- (オ) 騒音等の発生等により他の市立公園利用者による公園利用を著しく阻害しないこと。
- (カ) 事前周知の計画が適切であること。
- (キ) 火器器具を使用する場合、責任者を選任し、予め消防機関に届出を行っていること。

注意点

・協議会、展示会、博覧会その他これらに類する催しに伴う物品販売については、次の販売のみ許可します。ただし、物品販売の内容や種類、価格が公園内での販売として適正なものに限ります。

- a. 催しへの滞在促進を目的とした飲食物の販売
- b. 催しの開催に必要(催しの趣旨に合致する)と認められる販売

4. 使用届の流れ

大人数での公園使用等、他の利用者の公園利用に影響を及ぼす恐れのある行為につきましては、規則第9条1項の規定に基づき公園管理者への届出が必要となります。以下の使用届フローをご確認のうえ手続きをお願いいたします。

【使用届】 規則第9条（公園の使用届）

第9条 市立公園において、公園管理上市長が把握する必要がある行為 については、使用届（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第3条第1項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、使用届の提出により、条例第8条第1項又は第3項の許可を受けたものとみなす。

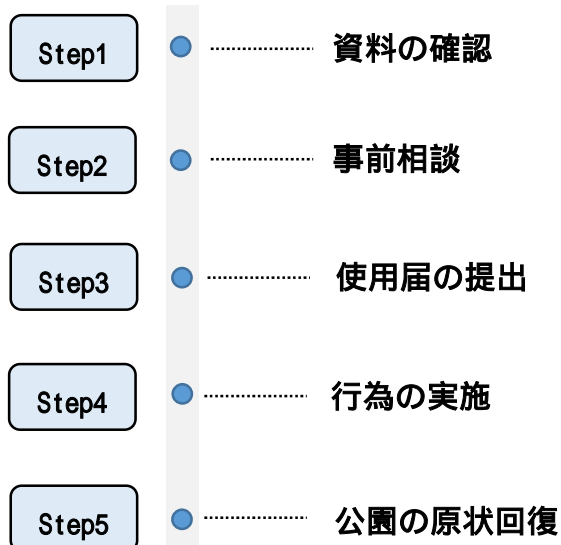
- (1) 市又は市の機関による公園使用
- (2) 保育所、幼稚園、小学校等による行事を目的とする公園使用
- (3) 町会、自治会等の地域団体による行事を目的とする公園使用

公園管理上把握する必要がある行為の例

- ・公園工事等に伴う一時的な公園使用
- ・大人数での公園使用（使用の内容は通常のパーク使用の範囲に限る）

通常のパーク使用の範囲は、花見、幼稚園や保育園の遠足、ラジオ体操やグラウンドゴルフ、一時的な集合場所としての利用、学生による卒業制作映画の撮影など。

【使用届フロー】



Step1 資料の確認

本資料「戸田市立公園における公園利用手続きについて」をご覧ください、使用届の手続きの概要や流れについてご確認ください。

Step2 事前相談

本資料を確認後、行為を実施する公園の公園管理者（「7. 公園一覧」参照）まで事前相談をお願いいたします。概要をお伺いし、使用届の手続きや提出書類等について、ご案内させていただきます。

Step3 使用届の提出

行為の1か月前までを目途に、公園管理者に「使用届」を提出してください。

原則添付書類は不要ですが、内容把握を目的として、企画書等公園利用の内容がわかる書類の提出を求める場合がありますので、公園管理者の指示に従ってください。

また、使用届は、原則として、実施する行為の3ヵ月前から受付いたしますが、市や町会等の使用によりご希望の日程が使用できない場合があります。

Step4 行為の実施

届出を行った行為でも、公園の独占利用を許可するものではありませんので、他の公園利用者に配慮いただいたうえでご利用ください。また、使用届提出の際にお渡しする使用届の写しを必ず携帯してください。

Step5 公園の原状回復

公園内の清掃や整地、忘れ物の確認をしていただき、公園を原状回復いただくようお願いいたします。

5. 問い合わせ窓口

公園使用にかかる事前相談や問い合わせは、使用予定の公園の公園管理者（「7.公園一覧」参照）をご確認いただき、下記までご連絡ください。

戸田市役所環境経済部みどり公園課

住所：戸田市上戸田 1 丁目 18 番地 1

電話：048-441-1800（内線 348・354）

公益財団法人戸田市水と緑の公社【指定管理者】

住所：戸田市美女木 8 丁目 15 - 4

電話：048-449-1550

6. 提出書類一覧

行為許可申請に必要な提出書類の一覧です。なお、行為の内容によっては、一覧に記載のない書類の提出を求める場合があります。

【提出書類一覧】

行為許可の種類	申請時提出書類	その他提出書類
募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。	市立公園内行為許可申請書 行為許可申請に伴う宣誓書 企画書（様式自由。公園名、日時、企画内容、公園内配置図等を記載。） チラシ案 企画書及びチラシ案は、申請内容によっては提出不要。	募金支払い先のわかる資料 領収書等募金結果のわかる資料（事後）
業として写真又は映画等を撮影すること。		撮影内容のわかる資料（台本等）
物品の販売を行うこと。		【飲食物の調理、販売を実施する場合】 PL（生産物賠償責任）保険の加入内容がわかる書類の写し 埼玉県南部保健所への「臨時出店届」の写し。キッチンカーによる出店など「臨時出店届」の対象とならない場合は、営業許可書
興行その他の営業行為を行うこと。		【火器を使用する場合】 消防署への「露店等の開設届出書」の写し 収支計画書
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。		【来場者や参加者が見込まれる場合】 レクリエーション損害保険等の損害保険の加入内容がわかる書類の写し（物品販売を伴う場合はPL（生産物賠償責任）保険を追加） 【飲食物の提供を行う場合】 埼玉県南部保健所への「臨時出店届」の写し。キッチンカーによる出店など「臨時出店届」の対象とならない場合は、出店者毎に営業許可書及びPL保険の加入内容がわかる書類の写し 【火器を使用する場合】 消防署への「露店等の開設届出書」の写し

7. 公園一覧

NO	公園名	位置	公園管理者
1.	芦原たんぼ公園	大字新首字稲荷 1 1 4 0 番 8 外	戸田市水と緑の公社
2.	芦原ちびっ子広場	大字新首字稲荷 1 6 0 4 番 1 外	戸田市役所みどり公園課
3.	芦原広場	大字新首字芦原 1 8 3 6 番 1	戸田市役所みどり公園課
4.	東町公園	上戸田二丁目 4 1 番	戸田市水と緑の公社
5.	荒井前公園	下戸田二丁目 2 番 1	戸田市水と緑の公社
6.	荒川運動公園	荒川堤外	戸田市役所みどり公園課
7.	荒川親水公園	荒川堤外	戸田市役所みどり公園課
8.	荒川水循環センター上部公園	大字美女木字中前原 5 4 3 4 番 1 外	戸田市水と緑の公社
9.	稲荷木公園	大字上戸田字稲荷木 1 1 1 番 2 外	戸田市水と緑の公社
10.	稲荷広場	大字新首字稲荷 1 3 8 5 番	戸田市役所みどり公園課
11.	後第一公園	喜沢一丁目 2 9 番 1	戸田市水と緑の公社
12.	後谷第一公園	上戸田一丁目 2 1 番 1	戸田市水と緑の公社
13.	後第二公園	喜沢一丁目 8 番 1	戸田市水と緑の公社
14.	後谷公園	上戸田四丁目 8 番 1 外	戸田市役所みどり公園課
15.	後谷児童遊園地	上戸田四丁目 1 1 番 1 外	戸田市水と緑の公社
16.	後谷第二公園	上戸田四丁目 2 番 1 2	戸田市水と緑の公社
17.	後谷団地児童遊園地	上戸田三丁目 2 2 番 1 外	戸田市役所みどり公園課
18.	大前公園	本町二丁目 1 9 4 8 番外	戸田市水と緑の公社
19.	大前緑地(北)	本町二丁目 1 7 1 6 番 2 外	戸田市役所みどり公園課
20.	大前緑地(南)	本町二丁目 1 7 2 7 番 4 外	戸田市役所みどり公園課
21.	重瀬公園	美女木一丁目 2 2 番	戸田市水と緑の公社
22.	かじやさくら緑地	本町二丁目 1 7 0 8 番 4 外	戸田市役所みどり公園課
23.	鍛冶谷町公園	上戸田三丁目 1 8 番	戸田市水と緑の公社
24.	かじや緑地	上戸田三丁目 1 0 番 3 4 外	戸田市役所みどり公園課
25.	(仮称) 2号公園	大字新首字稲荷 1 4 8 6 番外	戸田市水と緑の公社
26.	(仮称) 2号広場	大字新首字稲荷 1 5 1 7 番 3 外	戸田市役所みどり公園課
27.	曲尺手遊園地	南町 1 8 5 5 番 2	戸田市水と緑の公社
28.	上町第一公園	下戸田二丁目 1 0 番 2	戸田市水と緑の公社
29.	上町第二公園	下戸田二丁目 1 9 番 1 4	戸田市水と緑の公社
30.	上戸田 5 丁目緑地(北)	上戸田五丁目 1 3 番 5 4	戸田市役所みどり公園課
31.	上戸田 5 丁目緑地(南)	上戸田五丁目 1 8 番 1 1	戸田市役所みどり公園課
32.	上前公園	本町五丁目 2 2 4 1 番 5	戸田市役所みどり公園課
33.	上前児童遊園地	本町五丁目 2 2 0 9 番 3	戸田市役所みどり公園課
34.	上前谷遊園地	氷川町二丁目 4 4 0 5 番 3	戸田市水と緑の公社
35.	川岸運動公園	荒川堤外	戸田市役所みどり公園課
36.	川岸げんきミニパーク	川岸二丁目 3 0 9 3 番 1 2 9 外	戸田市役所みどり公園課
37.	川岸公園	川岸二丁目 3 0 7 8 番 1 1 6 外	戸田市水と緑の公社
38.	川岸さつき通り広場	川岸二丁目 3 0 2 2 番 1 外	戸田市役所みどり公園課
39.	川岸 3 丁目遊園地	川岸三丁目 2 1 9 2 番	戸田市水と緑の公社
40.	川岸ミニパーク	川岸一丁目 3 1 1 3 番 2	戸田市役所みどり公園課
41.	川岸みんなの広場	川岸二丁目 3 0 9 2 番 3	戸田市役所みどり公園課
42.	緩衝緑地	笹目北町 1 0 7 番外	戸田市水と緑の公社

NO	公園名	位置	公園管理者
43.	喜沢第一公園	喜沢二丁目24番1	戸田市水と緑の公社
44.	喜沢第二公園	喜沢二丁目17番1	戸田市水と緑の公社
45.	喜沢2丁目児童公園	喜沢二丁目6番5外	戸田市水と緑の公社
46.	喜沢2丁目児童遊園地	喜沢二丁目20番5外	戸田市役所みどり公園課
47.	喜沢南公園	喜沢南一丁目1449番3外	戸田市水と緑の公社
48.	喜沢南1丁目児童遊園地	喜沢南一丁目1422番2	戸田市役所みどり公園課
49.	喜沢南公共広場	喜沢南二丁目3208番2	戸田市役所みどり公園課
50.	喜沢南児童遊園地	喜沢南1丁目3247番37	戸田市水と緑の公社
51.	喜沢南町遊園地	喜沢南一丁目1425番	戸田市役所みどり公園課
52.	喜沢南2丁目児童遊園地	喜沢南二丁目3176番1	戸田市役所みどり公園課
53.	北戸田駅南緑地	大字新曽字芦原1975番13外	戸田市役所みどり公園課
54.	けやき公園	氷川町一丁目4636番外	戸田市水と緑の公社
55.	こぶし公園	下前二丁目329番4	戸田市役所みどり公園課
56.	彩湖・道満グリーンパーク	大字重瀬字南地蔵木745番外	戸田市水と緑の公社
57.	ささ舟の路	喜沢二丁目12番17外	戸田市役所みどり公園課
58.	笹目1丁目児童遊園地	笹目一丁目14番19	戸田市役所みどり公園課
59.	笹目川親水公園	氷川町三丁目6570番2外	戸田市役所みどり公園課
60.	笹目公園	笹目七丁目1番1	戸田市役所みどり公園課
61.	笹目夏浜児童遊園地	笹目七丁目15番3	戸田市役所みどり公園課
62.	笹目南公園	笹目南町1236番	戸田市水と緑の公社
63.	笹目南さくら公園	笹目南町1162番2外	戸田市水と緑の公社
64.	下町公園	笹目六丁目26番1	戸田市水と緑の公社
65.	下戸田1丁目児童公園	下戸田一丁目5番11外	戸田市水と緑の公社
66.	下戸田第一公園	下戸田一丁目18番14	戸田市水と緑の公社
67.	下戸田第二公園	下戸田一丁目15番9	戸田市水と緑の公社
68.	下戸田ミニパーク	下戸田二丁目12番7	戸田市役所みどり公園課
69.	下前1丁目遊園地	下前一丁目14番2	戸田市水と緑の公社
70.	下前稲荷広場	下前二丁目3004番2	戸田市役所みどり公園課
71.	下前公園	下前二丁目60番2外	戸田市水と緑の公社
72.	下前公園ゲートボール場	下前二丁目61番2	戸田市役所みどり公園課
73.	下前児童遊園地	下前二丁目2997番1	戸田市役所みどり公園課
74.	住民広場(新曽小玉)	大字新曽字小玉84番	戸田市役所みどり公園課
75.	修行目公園	美女木六丁目4番	戸田市水と緑の公社
76.	菖蒲遊園地	新曽南三丁目6817番3	戸田市水と緑の公社
77.	新田口公園	上戸田五丁目28番1外	戸田市水と緑の公社
78.	新田公園	美女木三丁目1番	戸田市役所みどり公園課
79.	新田ふれあい噴水公園	大字新曽字稲荷1758番3	戸田市役所みどり公園課
80.	砂場公園	美女木四丁目14番	戸田市水と緑の公社
81.	惣右衛門公園	笹目一丁目38番	戸田市役所みどり公園課
82.	外仲田公園	美女木二丁目31番1	戸田市水と緑の公社
83.	第1号市民緑地	笹目一丁目1番5外	戸田市役所みどり公園課
84.	第3号市民緑地	大字新曽字芦原2467番1	戸田市役所みどり公園課
85.	第19号空地	大字新曽字小玉85番外	戸田市役所みどり公園課
86.	立野際公園	喜沢一丁目49番2外	戸田市水と緑の公社
87.	立野際小公園	喜沢二丁目9番1外	戸田市水と緑の公社

NO	公園名	位置	公園管理者
88.	天王公園	笹目五丁目19番1	戸田市水と緑の公社
89.	戸田1	川岸一丁目3107番1外	戸田市役所みどり公園課
90.	戸田駅緑地	大字新曽字柳原668番2	戸田市役所みどり公園課
91.	戸田駅緑地(北)	大字新曽字柳原676番9外	戸田市役所みどり公園課
92.	戸田駅緑地(南)	大字新曽字柳原339番8外	戸田市役所みどり公園課
93.	戸田公園駅西口緑地	本町四丁目2084番4外	戸田市水と緑の公社
94.	戸田公園駅東口緑地	本町四丁目2085番1外	戸田市水と緑の公社
95.	戸田公園駅南緑地	本町五丁目2122番4外	戸田市水と緑の公社
96.	戸田桜づつみ	荒川堤防上	戸田市役所みどり公園課
97.	戸田22	上戸田五丁目17番3外	戸田市役所みどり公園課
98.	戸田橋下広場	川岸三丁目2458番2外	戸田市役所みどり公園課
99.	戸田橋親水公園	川岸三丁目2180番1	戸田市役所みどり公園課
100.	中町公園	中町一丁目11番4外	戸田市水と緑の公社
101.	中町2丁目児童遊園地	中町二丁目1348番2外	戸田市水と緑の公社
102.	夏浜公園	笹目七丁目9番30	戸田市水と緑の公社
103.	新曽沖内児童遊園地	大字新曽字小玉261番2外	戸田市役所みどり公園課
104.	新曽沖内なかよし広場	大字新曽字小玉240番3外	戸田市役所みどり公園課
105.	新曽北町児童遊園地	大字新曽字芦原2342番2外	戸田市役所みどり公園課
106.	新曽小玉緑地	大字新曽字小玉241番9外	戸田市役所みどり公園課
107.	新曽小玉緑道	大字新曽字小玉213番3外	戸田市役所みどり公園課
108.	新曽小玉緑道(西)	大字新曽字小玉199番13	戸田市役所みどり公園課
109.	新曽西の水辺のスポット	大字新曽字芦原2556番1外	戸田市役所みどり公園課
110.	新曽南1丁目児童遊園地	新曽南一丁目5125番外	戸田市水と緑の公社
111.	新曽南児童遊園地	新曽南四丁目4882番1	戸田市役所みどり公園課
112.	新曽南4丁目児童遊園地	新曽南四丁目4703番	戸田市水と緑の公社
113.	新曽ミニパーク(戸田72-1)	大字下笹目字谷口114番32	戸田市役所みどり公園課
114.	新曽柳原児童遊園地	大字新曽字柳原979番1	戸田市水と緑の公社
115.	二枚橋ミニパーク	大字新曽字小玉560番3	戸田市役所みどり公園課
116.	根木橋公園	笹目二丁目22番4	戸田市水と緑の公社
117.	根木橋児童遊園地	笹目南町1151番外	戸田市水と緑の公社
118.	野竹公園	笹目六丁目4番	戸田市水と緑の公社
119.	圃中公園	笹目三丁目13番	戸田市水と緑の公社
120.	早瀬公園	笹目八丁目5番	戸田市水と緑の公社
121.	早瀬児童遊園地	早瀬一丁目4028番	戸田市役所みどり公園課
122.	早瀬東公園	早瀬一丁目4003番1	戸田市水と緑の公社
123.	番匠免公園	美女木八丁目6番	戸田市水と緑の公社
124.	馬場公園	新曽南二丁目4932番	戸田市水と緑の公社
125.	馬場ふれあい公園	新曽南二丁目5017番1外	戸田市水と緑の公社
126.	氷川公園	中町一丁目28番6	戸田市水と緑の公社
127.	氷川町1丁目児童公園	氷川町一丁目4730番	戸田市水と緑の公社
128.	氷川町児童遊園地	氷川町一丁目4563番外	戸田市水と緑の公社
129.	美女木公園	美女木二丁目20番1	戸田市水と緑の公社
130.	噴水公園	大字新曽字芦原2165番1外	戸田市水と緑の公社
131.	ボール公園	大字下笹目字谷口116番4外	戸田市水と緑の公社
132.	北部公園	笹目北町9番1外	戸田市役所みどり公園課

NO	公園名	位置	公園管理者
133.	堀ノ内公園	美女木七丁目6番	戸田市水と緑の公社
134.	本町1丁目児童遊園地	本町一丁目1356番1	戸田市水と緑の公社
135.	本町5丁目児童遊園地	本町五丁目2075番36	戸田市水と緑の公社
136.	本町3丁目児童遊園地	本町三丁目1791番1	戸田市役所みどり公園課
137.	本町2丁目万葉の花	本町二丁目1538番7外	戸田市役所みどり公園課
138.	本町4丁目児童遊園地	本町四丁目1308番	戸田市水と緑の公社
139.	本村公園	本町三丁目1784番4外	戸田市水と緑の公社
140.	前谷公園	上戸田一丁目23番15	戸田市役所みどり公園課
141.	美笹公園	美女木五丁目5番1	戸田市水と緑の公社
142.	南町児童公園	南町2285番4外	戸田市水と緑の公社
143.	南町児童遊園地	南町2368番3	戸田市水と緑の公社
144.	南根木橋児童遊園地	笹目南町126番1外	戸田市役所みどり公園課
145.	みにばら広場	南町1978番15	戸田市役所みどり公園課
146.	向田児童遊園地	美女木北三丁目8番3	戸田市役所みどり公園課
147.	向田ミニパーク	美女木北三丁目4番1	戸田市役所みどり公園課
148.	向田緑地(北)	美女木北一丁目1番1外	戸田市役所みどり公園課
149.	向田緑地(南)	美女木北二丁目1番1外	戸田市役所みどり公園課
150.	元蕨第一公園	上戸田一丁目5番1	戸田市水と緑の公社
151.	元蕨第三公園	上戸田二丁目9番1	戸田市水と緑の公社
152.	元蕨第二公園	上戸田二丁目11番1	戸田市水と緑の公社
153.	谷口北公園	笹目北町4番1	戸田市水と緑の公社
154.	谷口公園	笹目一丁目20番	戸田市水と緑の公社
155.	柳坪公園	笹目四丁目22番	戸田市水と緑の公社
156.	柳原南広場	大字新曽字柳原940番1外	戸田市役所みどり公園課
157.	藪雨公園	美女木三丁目12番	戸田市水と緑の公社
158.	山宮北公園	笹目四丁目44番	戸田市水と緑の公社
159.	山宮公園	笹目四丁目29番	戸田市水と緑の公社
160.	緑地公園	大字新曽字稲荷1039番1	戸田市役所みどり公園課

8. 資料

資料1.「戸田市立公園行為許可及び変更許可審査基準」

資料2.「戸田市有料公園施設における撮影用ドローン許可基準」

資料3.【様式】市立公園内行為許可申請書

資料4.【様式】行為許可申請に伴う宣誓書

資料5.【様式】行為許可申請に伴う宣誓書(撮影用)

資料6.【様式】使用届

資料 1. 「戸田市立公園行為許可及び変更許可審査基準」

戸田市立公園行為許可及び変更許可審査基準

～共通基準～

- (1) 戸田市立公園条例（以下、「条例」とする。）第8条第1項第1号から第4号のいずれかに該当すること。
- (2) 市立公園の設置目的、配置、規模等を勘案し、著しい支障がないこと。
- (3) 市立公園としての効用を踏まえ、公園の利用促進と相乗効果が期待できること。
- (4) 一般の市立公園利用及び市立公園の管理にあたって著しい支障をあたえないこと。
- (5) 市立公園内外の環境を考慮した適切な場所で行われること。
- (6) 安全上の対策及び環境衛生対策が講じられていること。
- (7) 入場料等を徴収する場合は、料金が適正であること。
- (8) 周辺住民等の理解が得られていること。
- (9) 許可を受ける主体が、戸田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する暴力団並びに暴力団員及び暴力団関係者に該当しないこと。
- (10) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行う組織、政治活動及び宗教活動を行う組織の利益にならないこと。
- (11) 公平性及び公正性という点から妥当であること。
- (12) 条例第8条第1項第1号から第4号の行為許可及び変更許可に当たっては、上記（1）から（11）のほか、個別基準によるものとする。



～個別基準～

ア 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。（条例第8条第1項第1号）

- (ア) 公益的かつ世間で一般的に有用と認知されたものであること。
- (イ) 国、地方公共団体、日本赤十字社又は共同募金会その他市長の認める公共団体もしくはこれに準ずる団体又は当該公園の指定管理者が行うものであること。
- (ウ) 実施方法が市立公園利用者に迷惑を及ぼさないものであること。

イ 業として写真又は映画等を撮影すること。（条例第8条第1項第2号）

- (ア) 公序良俗に反し又は公園の品位を汚す撮影等でないこと。
- (イ) 使用時間及び使用場所が必要最小限とすること。

ウ 物品の販売を行うこと。（条例第8条第1項第3号）

- (ア) 物品販売等の内容、種類が市立公園内での販売として適正なものであること。
- (イ) 物品販売の価格が適正であること。
- (ウ) 専ら営利を目的とせず、公共の福祉に供する内容であること。
- (エ) 火器器具を使用する場合、責任者を選任し、予め消防機関に届出を行っていること。

エ 興行その他の営業行為を行うこと。（条例第8条第1項第3号）

- (ア) 市立公園で行う興行等として適切な内容であること。
- (イ) 専ら営利を目的とした興行等でないこと。
- (ウ) 一般の公園利用者及び周辺住民に支障を与えないものであること。
- (エ) 事前周知の計画が適切であること。
- (オ) 騒音等の発生等により他の市立公園利用者による公園利用を著しく阻害しないこと。

オ 競技会、展示会、博覧会その他これらに関する催しをすること。（条例第8条第1項第4号）

- (ア) 市立公園で行う催しとして適切な内容であること。
- (イ) 専ら営利を目的とせず、公共の福祉に供する内容であること。
- (ウ) 一般の公園利用者及び周辺住民に支障を与えないものであること。
- (エ) 特定の少数者に利用が限定されないこと。
- (オ) 騒音等の発生等により他の市立公園利用者による公園利用を著しく阻害しないこと。
- (カ) 事前周知の計画が適切であること。
- (キ) 火器器具を使用する場合、責任者を選任し、予め消防機関に届出を行っていること。

上記の共通基準及び該当する個別基準をすべて満たす場合に限り、行為許可、変更許可を行うこととする。

なお、許可後行為の実施までに以下の書類の内、該当するものの提出を求める。

・催し等で来場者や参加者が見込まれる場合

レクリエーション損害保険等の損害保険の加入内容がわかる書類の写し（物品販売を伴う場合はPL保険を追加）

・飲食物の提供を行う場合

埼玉県南部保健所への「臨時出店届」の写し

「臨時出店届」の対象とならない場合は、出店者毎に営業許可書及びPL保険の加入内容がわかる書類の写し

・火器を使用する場合

消防署への「露店等の開設届出書」の写し

資料2.「戸田市有料公園施設における撮影用ドローン許可基準」

令和6年3月26日作成
令和8年4月1日改訂
みどり公園課

戸田市有料公園施設における撮影用ドローン許可基準

背景：戸田市では、公園等における小型無人航空機（以下、「ドローン等」という）の飛行について、他の利用者の利用を妨げることから、戸田市立公園条例（以下、「条例」という。）第13条（行為の禁止）第9号「他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。」に該当するものとして、禁止している。

ただし、条例第8条第1項第2号に該当する撮影として市長の許可を受ける場合で、有料公園施設（以下、「施設」という。）においてドローン等を使用する場合は、本基準により飛行させることを可能とする。

対象行為：条例第8条第1項第2号に該当する行為

（業として写真又は映画等を撮影すること）

※ドローン等の飛行そのものを目的とする行為（飛行訓練等）や業として行わない撮影（団体の記念撮影や趣味の撮影等）は、許可対象としない。

対象機：小型無人航空機（ドローン等）

人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。

※重量100グラム未満の模型航空機を利用する場合も本基準を準用する。

対象施設：高い防球ネットが設置されており、他の利用者へ影響しない次の施設

惣右衛門公園サッカー場
新田公園野球場
笹目公園野球場
北部公園野球場
彩湖・道満グリーンパークサッカー場B

施設利用申請開始時期：一般予約開始後

（施設の目的外利用となるため、すべての優先枠の申し込み完了後とする。）

許可条件：

- (1) 無人航空機（ドローン等）の飛行については、許可区域内で行うこと
- (2) 強風や大雨時など荒天時には飛行させないこと
- (3) 飛行は、日出から日没までの間で行うこと
- (4) 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること
- (5) 操縦は、熟練した経験者が行うこと
- (6) その他、航空法等関係法令及び「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン（国土交通省航空局）」を遵守すること
- (7) 落下被害に対する保険に加入していること
- (8) 使用後は、原形へ復すること
- (9) 撮影を行う場合は、プライバシーの保護に関する配慮等がなされること
- (10) 市の許可書及び国土交通大臣の許可証等、必要な許認可を確認できるものを携帯すること

提出書類：

- 「市立公園内行為許可申請書」（市指定の様式）
- 「行為許可申請に伴う宣誓書（撮影用）」
- 落下被害に対する保険（賠償責任保険）に加入していることが分かるもの
※申請後でも可（実施日の1週間前までに提出（メール含）すること）
- 飛行許可・承認許可書の写し
※申請後でも可（実施日の1週間前までに提出（メール含）すること）
- 無人航空機操縦者技能証明の写し又は操縦者の経験の分かるもの（技能を証する資格又は講習を受けた証の写し、10時間以上の飛行実績履歴等）
※申請後でも可（実施日の1週間前までに提出（メール含）すること）

- 使用料：** ●業として行う写真撮影 写真機1台1,000円/1日
●業として行う映画又はテレビ撮影 撮影機1台5,000円/1時間

「根拠：戸田市立公園条例第24条第1項及び第2項」

資料 3.【様式】市立公園内行為許可申請書

第 1 号様式（第 3 条関係）

市立公園内行為許可申請書

年 月 日

（宛先）

申請者

住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、〕
所在地、名称及び代表者の氏名

戸田市立公園条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり市立公園内における行為の許可を申請します。

市立公園の名称	
行為の目的	
行為の日時又は期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行為の場所又は公園施設	
行為の内容 〔市立公園条例施行規則第 4 条に定める事項〕	

資料 4.【様式】行為許可申請に伴う宣誓書

行為許可申請に伴う宣誓書

該当しない項目以外、すべてチェックしてください。

公園利用について

- 公園利用のルールを守り、管理者からの指示を遵守します。
- 公園を占有することなく、一般の公園利用者の妨げとならないようにします。
- 音響を使用する場合、音量、時間帯について十分配慮し、音の発生が長時間とならないようにしたうえで、近隣住民の迷惑にならないようにします。
- 行為後は、必ず公園の現状復旧を行い、ゴミ等を放置しません。
- 公園施設を損傷等した場合は、公園管理者に届け出たうえで求められた対応に適切に応じます。
- 行為の許可に伴い、管理者より必要書類提出の求めがあった場合は、期日までに適切に対応します。
- 公園周辺に路上駐車や路上駐輪が発生しないよう、必要な対策を講じます。
- 実施する行為は専ら営利を目的とせず、公共の福祉に供する内容です。

申請団体等について

- 戸田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する暴力団並びに暴力団員及び暴力団関係者に該当しません。
- 申請する行為は集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行う組織、政治活動及び宗教活動を行う組織の利益になりません。

関係機関等への届出等について

- 火器器具を利用する場合、責任者を選任し、予め消防機関に届出を行います。
- 催し等で来場者や参加者が見込まれる場合、レクリエーション損害保険等に加入し、有事への備えは申請者により行います。
- 飲食物の提供を行う場合、埼玉県南部保健所のルールに従い、適切な届出を行います。
- 行為を行う公園の属する町会に事前に説明を行い、理解を得ています。

料金の徴収等について

- 入場料徴収について、類似の催しと比較し極端な料金ではありません。
- 物品の販売について、その内容と価格は適正です。
- 催し開催に伴うキッチンカー等の出店がある場合、出店料は徴収しません。（協賛金、賛助金は可）

その他

- チラシの配布、ポスター掲示、HPやSNS等での周知活動は必ず行為許可後に行います。やむを得ず事前周知を行う場合は、確定情報としません。（例：○月○日○公園にて開催予定）
- 行為許可後、内容に変更や追加が生じた場合は、市に随時報告のうえ、実施の可否について相談し、是正等の指示に従います。
- 行為許可後、指定の期日までに必要書類の提出ができない場合、催しの開催ができないことに同意します。
- 行為許可について、今後同様の催しの開催を保証するものではないことに同意します。

上記内容について、虚偽がないことを確認し、関係者にも周知することを宣誓します。

年 月 日

住所

団体名

代表者氏名

資料 5.【様式】行為許可申請に伴う宣誓書（撮影用）

行為許可申請に伴う宣誓書（撮影用）

該当しない項目以外、すべてチェックしてください。

公園利用について

- 公園利用のルールを守り、管理者からの指示を遵守します。
- 公園を占有することなく、一般の公園利用者の妨げとならないようにします。
- 音響を使用する場合、音量、時間帯について十分配慮し、音の発生が長時間とならないようにしたうえで、近隣住民の迷惑にならないようにします。
- 行為後は、必ず公園の現状復旧を行い、ゴミ等を放置しません。
- 公園施設を損傷等した場合は、公園管理者に届け出たうえで求められた対応に適切に応じます。
- 行為の許可に伴い、管理者より必要書類提出の求めがあった場合は、期日までに適切に対応します。
- 公園周辺に路上駐車や路上駐輪が発生しないよう、必要な対策を講じます。

申請団体等について

- 戸田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する暴力団並びに暴力団員及び暴力団関係者に該当しません。
- 申請する行為は集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行う組織、政治活動及び宗教活動を行う組織の利益になりません。

その他

- 行為許可について、今後同様の行為の実施を保証するものではないことに同意します。

上記内容について、虚偽がないことを確認し、関係者にも周知することを宣誓します。

年 月 日

住所

団体名

代表者氏名

資料 6.【様式】使用届

第 18 号様式 (第 9 条関係)

使 用 届

年 月 日

(宛先)

申請者
住 所
氏 名
電話番号

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

戸田市立公園条例施行規則第 9 条の規定により、次のとおり市立公園における使用届を提出いたします。

記

使用公園名	
使用日時 又は期間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
使用理由	
申請する減免の額	
減免申請理由	